

News Letter

本号の掲載記事

- トピック 危機管理「公益通報者保護法改正に関する具体的方向性」
- トピック 倒産・債権回収「法人の法的整理手続きについて」
- 堂島法律事務所ウェビナーのご案内
- 近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 横瀬 大輝

弁護士 矢野 亜里紗

弁護士 大川 治



本年も格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き皆様に最適なりーガルサービスを提供できるよう、より一層の研鑽に努めてまいります。
来る年が良い年となり、皆様に健康と幸運をもたらすことを心よりお祈り申し上げます。

弁護士法人 堂島法律事務所 一同

公益通報者保護法改正に関する具体的方向性



弁護士 横瀬 大輝

1 はじめに

現在、消費者庁では、「公益通報者保護制度検討会」（以下「本検討会」といいます。）が開催されています。公益通報者保護法は令和2年に改正（令和4年6月1日施行）されましたが、令和2年改正で積み残しとなった論点や改正法施行後の公益通報者保護制度の状況等を踏まえ、法改正を見据えた検討が行われています。

本検討会では多岐にわたる論点が議論されていますが、令和6年9月には「中間論点整理」¹（以下「本中間論点整理」といいます。）が公表され、その後同年12月4日付で「中間論点整理後の議論の経過について」²（以下「本議論経過」といいます。）が公表されました。本中間論点整理及び本議論経過においては、表1のとおり、14個の論点がまとめられています。

本議論経過において、具体的な方向性が示されたのは、7点でした（青字箇所。カッコ内は当職による補足説明）。これらについては、本議論経過の末尾において「検討会で一定の具体的方向性が得られた事項については、法改正も含めた対応を早急に検討するよう、政府に要請することとしてはどうか。」とされています。他方で、その他の事項については、「更に検討する必要がある」「必要に応じて検討する」などと表現されているに留まります。本議論経過において具体的な方向性が示された7点は、本検討会の報告書としてまとめられていくこと（＝法改正の対象となる可能性が高いこと）が予想されますので、本稿ではこの点を中心に解説します。

2 体制整備義務関連

(1) 従事者指定義務の違反事業者への対応（行政措置権限の強化）

公益通報者保護法11条1項は、事業者（常時使用労働者数300人以下の事業者については努力義務）に従事者指定義務を課しています。もっとも、消費者庁が令和6年4月に公表した民間事業者に対する実態調査結果では、非上場の義務対象事業者において、「知っているが、担当者を指名していない」と回答した事業者が11%を占めていると指摘されています。

こういったことを踏まえて、本議論経過では「従事者指定義務の履行徹底に向けて、消費者庁の行政措置権限を強化してはどうか。具体的には、現行法の報告徴収、指導・助言、勧告、勧告に従わない場合の公表に加え、勧告に従わない場合の命令権や立入検査権を規定し、事業者に対し、是正すべき旨の命令を行っても違反が是正されない場合には、刑事罰を科すこととしてはどうか。」とまとめられました。

（表1 中間論点整理及び本議論経過における14個の論点）

1 事業者における体制整備の徹底と実効性の向上
(1) 従事者指定義務の違反事業者への対応（行政措置権限の強化）
(2) 体制整備の実効性向上のための対応（周知義務の明示化）
(3) 体制整備義務の対象となる事業者の範囲拡大
2 公益通報を阻害する要因への対処
(1) 公益通報者を探索する行為の禁止
(2) 公益通報を妨害する行為の禁止
(3) 公益通報のために必要な資料収集・持ち出し行為の免責
(4) 公益通報の刑事免責
(5) 濫用的通報者への対応
3 公益通報を理由とする不利益取扱い（報復）の抑止・救済
(1) 不利益取扱いの抑止（不利益扱いに対する直罰の刑事罰の導入）
(2) 不利益取扱いからの救済（公益通報を理由とする不利益取扱いの立証責任の緩和）
(3) 不利益取扱いの範囲の明確化
4 その他の論点
(1) 通報主体や保護される者の範囲拡大（フリーランスを保護対象化）
(2) 通報対象事実の範囲の見直し
(3) 行政機関に対する公益通報（2号通報）の保護要件の緩和

(2) 体制整備の実効性向上のための対応（周知義務の明示化）
事業者の労働者等に対する公益通報者保護法及び体制の教

育・周知については、現行法下においても体制整備義務の一環として、同法 11 条 4 項に基づく指針（以下「法定指針」といいます。）に規定されています。しかしながら、消費者庁が実施し公表した実態調査等においては、内部通報制度や体制に関する周知が徹底されていないという実態が明るくなりました。

このような状況を踏まえ、本議論経過では、「事業者が整備した公益通報への対応体制について、労働者及び派遣労働者に対する周知が徹底されるよう、体制整備義務の例示として、周知義務を法律上明示してはどうか。」「周知事項の具体的な内容としては、法定指針で必要な措置として既に定めがある、①部門横断的な内部通報窓口の設置（連絡先や連絡方法等を含む）、②調査における利益相反の排除の措置、③是正措置等の通知に関する措置、④不利益な取扱いの防止に関する措置、⑤範囲外共有の防止に関する措置等が考えられ、法定指針で具体的に明示してはどうか。」とまとめられました。

(3) 小括

体制整備義務関連で具体的な対応方針が示されたのは上記の 2 点です。

従事者指定義務は事業者の体制整備の中核的役割を果たす特に重要なものであり、この点については現行法下においても確実な対応をする必要がありますが、今後この点の法改正が実現された場合には、より確実に対応をしていく必要があります。

また、現行法下でも法定指針において公益通報者保護法や体制について周知することが求められていますが、現在のところは不十分と言わざるを得ない事業者もあるというのが実態といえます。この点が改正された場合にはより確実な周知をする必要があります。

3 公益通報者の保護関連

(1) 公益通報者を探索する行為の禁止

公益通報者探索の防止については、体制整備義務の一部として、法定指針に規定されています。もっとも、正当な理由なく、探索行為をすべきではないことが国民に十分に理解されていない懸念があると指摘されています。

こういった状況を踏まえ、本議論経過では「法律上、事業者に対して、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求すること等の公益通報者を特定することを目的とする行為を禁止する規定を設けることとしてはどうか。」とまとめられました。

(2) 公益通報を妨害する行為の禁止

事業者が、誓約書や契約によって、労働者に公益通報をしないことを約束させたり、公益通報をした場合には不利益な取扱いを行うことを示唆するなど、公益通報を妨害する行為は、本法の趣旨に大きく反する行為であり、主要先進国にお

いては、法律上、これを禁止し、通報を妨害する合意等を無効とする規定があると指摘されています。

こういった状況を踏まえ、本議論経過では「法において、事業者が、正当な理由なく、労働者に公益通報しないことを約束させるなどの公益通報を妨害する行為を禁止するとともに、これに反する契約締結等の法律行為を無効とすることとしてはどうか。」とまとめられました。

(3) 不利益取扱いの抑止（不利益扱いに対する直罰の刑事罰の導入）

平成 18 年 4 月の公益通報者保護法施行後、通報者が公益通報をしたことを理由に不利益取扱いを受けた事案が多数生じており、現行の民事ルールだけでは、不利益取扱いに対する抑止の効果が不十分であるとの指摘がなされています。

こういった状況を踏まえ、本議論経過では、「禁止規定に違反した法人及び個人に対して刑事罰を規定することとしてはどうか。」「構成要件の明確性及び当罰性の観点から、刑事罰の対象となる不利益な取扱いは、不利益であることが客観的に明確で、かつ、労働者の職業人生や雇用への影響の観点から不利益の程度が比較的大きく、事業者として慎重な判断が求められているものとして、労働者に対する解雇及び懲戒としてはどうか。」とまとめられました。

ただし、「不利益な配置転換や嫌がらせ等」については、罰則対象とはせずに、「構成要件の明確性及び当罰性の観点から、具体的に罰則対象となる行為の範囲や定義について更に検討する」とまとめられました。

(4) 不利益取扱いからの救済（公益通報を理由とする不利益取扱いの立証責任の緩和）

現行法下では、通報者が解雇その他の不利益取扱いを受けた場合、公益通報者保護法で保護されるには、当該解雇その他の不利益取扱いが通報を理由とすることの立証を通報者が行わなければならないことになっています。しかしながら、情報や証拠資料が事業者側に偏在していることなどから、その立証が困難な場合もあり、通報者にとって大きな負担となっているとの指摘があります。

こういった状況から、本議論経過では「解雇や懲戒について、「公益通報を理由とすること」の立証責任を事業者に転換し、労働契約法の取扱いと一定の連続性を持たせることが望ましい。」とまとめられました。

ただし、対象となる期間に関しては「公益通報をした日から 1 年以内の解雇及び懲戒に限定して、・・・立証責任を転換することとしてはどうか。」とまとめられました。また、「不利益な配置転換や嫌がらせ等」については、不利益取扱いへの罰則と同様に、立証責任の転換の対象とはされずに、「立証責任の配分の在り方について、今後、改めて検討する」とまとめられました。

(5) 小括

公益通報者の保護関連で具体的な対応方針が示されたのは上記の4点です。現行法下においても、通報者探索の防止については体制整備義務の一部として法定指針に規定され、また、公益通報を理由とした不利益取扱いは禁止されていますので（公益通報者保護法5条）、事業者として正当な理由のない探索や公益通報を理由とした不利益取扱いをしてはいけません。上記の4点について改正がなされた場合には、事業者としては、公益通報者の探索や公益通報を理由とした不利益取扱いがなされないようにより徹底した情報管理や役職員に対する教育等が必要となってきます。

前述した体制整備関連の論点とも関連しますが、事業者としてはより確実な体制整備義務の履行が必要となることが想定されますので、今後の法改正の動向には十分注意が必要

です。また、特に昨今は公益通報・内部通報に関する著名な事件の報道が繰り返されていることもあってか、公益通報者保護法や内部通報制度に関する世間の目も非常に厳しくなってきているといえます。そのため、具体的な改正法案の策定やその成立・施行を待たずとも、今の時点で改めて自社の内部通報制度について見直しをしておくべきといえます。

(注)

1 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/meeting_materials/review_meeting_004/assets/consumer_partnerships_cms205_240906_01.pdf

2 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/meeting_materials/assets/consumer_partnerships_cms205_241204_03.pdf

トピック 倒産・債権回収

法人の法的整理手続きについて



弁護士 矢野 亜里紗

1 はじめに

昨今、破産事件や再生事件を含め、債務整理事件数が増加の一途を辿っており、帝国データバンクが公表した本年11月までの全国企業倒産の集計によれば、12月の1ヶ月分を残して2015年以降最も件数が多く、11年ぶりに年間の倒産件数が1万件を突破する見込みといわれています¹。

これらの債務整理案件の中には、中小企業だけでなく、上場企業の日本電解株式会社による民事再生適用の申請がなされた事件があったほか、本年10月には家電メーカーの船井電機株式会社（以下「船井電機」といいます。）について、突然の破産手続開始決定後、これに対する即時抗告がされ、続く12月には破産手続中に民事再生適用の申請がなされるという異例づくしの事件にも注目が集まりました。

法人の経営が傾き、債務整理を余儀なくされた場合、その方法には複数の方法がありますが、法人の債務整理の方法としては、大きく分けて、裁判所を通じた法的整理手続きと、当事者間の協議を通じて債務整理を行う私的整理手続きがあります。

本稿では、これらのうち法的整理手続きの概要を説明するとともに、船井電機の事件を手続きの側面から考えてみたいと思います。

2 法的整理手続きの種類及び特色について

法人の法的整理手続には、民事再生法に基づく再生手続、会社更生法に基づく更生手続、破産法に基づく破産手続、会社法に基づく特別清算手続の4種類があります。これらの手続は、「再建型」と「清算型」に分かれ、民事再生手続と会社更生手続は、事業の継続を前提に債務者の再建を図る「再建型」の手続に、破産手続と特別清算手続は、事業を終了し、財産の換価や債権者への配当をした上で法人を消滅させる「清算型」の手続に整理されています。

法人の債務整理にあたり、どの手続を選択するかについて、大きな方向性としては、事業の継続可能性があるのかどうかによって、再建型と清算型のいずれの手続から選択すればよいか概ね分かります。もともと、事業の継続可能性の判断自体、債務者の状況によって変動し、その判断に一定の基準があるものではありません。例えば、債務者の資金繰り上1ヶ月以内には資金ショートする見込みであれば、通常はスポンサーや事業譲渡先を探す間もなく、早期に事業停止をし、清算型の手続に入るのに対して、資金ショートまでにはある程度猶予がある場合に、自力再建は困難であるもののスポンサーや不採算事業を除く事業譲渡先が見つかった等の理由により再建型の可能性が見えてくることもままあり、変動する状況に応じて判断する必要があります。

また、実際には、これらの要素だけでなく、会社の組織体、

事業規模、経営状況、資金状況、手許の残存資産、現経営陣が経営を継続することの可否、債権者の意向、再建に協力を得られるスポンサーの有無、収益改善の見込み、取引先数、税金等滞納処分の有無や多寡など、様々な判断要素を総合的に考慮した上で選択していくこととなります。

そのため、法人が債務整理の手続きの決定をする際には、債務整理案件を専門とする弁護士に相談しながら最適な方法を決定していくことが重要となりますが、以下では、手続選択を検討する上で重要になる検討要素をイメージいただくために、各法的整理手続きの主な特色について説明します。

(1) 民事再生手続き

民事再生手続きは、裁判所関与のもとではあるものの、原則として、開始決定後も債務者が業務の遂行や財産の管理処分を継続しながら再建を図る再建型の法的整理手続きです。予納金は、債務者の負債額に応じて基準が異なり、最低200万円は必要となります。

民事再生手続きでは、開始決定後、債務者自身が再生計画案を策定し、議決権者の過半数及び議決権の総額の2分の1以上の同意を得て、監督委員の意見と裁判所の認可を受けた上で、当該計画を履行していくこととなります。

その他の特徴としては、民事再生手続きは、株式会社以外の法人も申立てを行うことができること、再生計画案を開始決定後約2ヶ月の間に提出を要するため、手続きに要する期間が比較的短いことがあります。

(2) 会社更生手続き

会社更生手続きは、再建の見込みのある株式会社が、裁判所の強い監督のもとで、債権者、株主、従業員等の利害を調整して再建を図る再建型の法的整理手続きです。予納金が2000万円以上と高額であることから、比較的大規模な会社の利用が想定されており、ここ最近では年間数件程度の利用にとどまっています。

更生手続きでは、開始決定と同時に更生管財人が選任され、更生管財人が経営に当たるため、債務者の業務遂行や財産管理処分に関する権限は失われ、基本的に現経営陣は退任を求められることとなります。

また、更生計画案も更生管財人が作成し、その提出期間は、民事再生と異なり、外部から更生管財人が選任され、債務者の財務状況や事業の収益力の把握等に時間を要するため、開始決定から最長1年とされています。当該計画案の可決要件は内容によって異なり、債務の減免を定める内容の場合は議決権の総額の4分の3以上、清算を内容とする場合は議決権の総額の10分の9以上の同意が必要とされるなど、相当厳格な要件が定められています。

(3) 破産手続き

破産手続きは、支払不能又は債務超過の状態にある会社が開始決定と同時に解散し、事業の停止を前提とする清算型の

法的整理手続きです。開始決定後、裁判所から選任された破産管財人によって、会社の財産調査や換価を行なった上で、回収した破産財団の中から財団再建の弁済や配当を行い、最終的に各債権者の残存債権については免除を受けることができます。

上記の再建型の手続きと異なり、配当の決定や破産手続きの終結の可否等について、債権者の同意は不要であり、破産管財人が裁判所の許可を得て、適正かつ公正な清算が行われます。

その他の特徴としては、民事再生と異なり、破産申立ては、債務者、債権者だけでなく、取締役や清算人が単独で行うこともできます。

(4) 特別清算手続き

特別清算手続きは、解散した株式会社について、裁判所の監督のもとで財産の換価や弁済等の清算手続きが行われる清算型の法的整理手続きです。

裁判所の監督のもとではあるものの、債務者の清算人の主導により、協定案（和解型の場合は和解案）を策定し、当該協定案の内容については、破産手続きと異なり、全ての債権者に対して一律の取り扱いをしなければならないとするものでなく、例えば、清算を円滑に進めるために、少額債権は全額弁済とし、残余財産をもって金融債権者に対して残元本に応じた按分弁済をし、残債務額の免除を求める協定案を作成するなど、柔軟な債務整理が可能となります。特別清算の手続きの詳細については、「[Vol.35 特別清算手続について](#)」をご参照ください。

3 船井電機の法的整理案件の概要

船井電機は、「世界の FUNAI」と呼ばれた大型家電メーカーであるところ、本年10月24日、突如法的整理手続きに入りました。その経緯は以下のとおりです。

(法的整理手続きの申立て等の経緯)

2024年10月24日	東京地方裁判所に対し、取締役1名単独で準自己破産の方法による破産申立て 従業員500名以上を解雇
同日	破産手続開始決定
同月29日	当該決定に対する現取締役らが東京高等裁判所に対して即時抗告の申立て (船井電機の親会社 FUNAI GROUP の代表取締役からも同様の申立て)
日付不明	同社破産管財人及び東京地方裁判所より、それぞれ当該即時抗告に理由がないとする意見書
同年12月2日	現取締役らによる民事再生適用の申請

上記の事件で異例づくしと報道されている理由の1つは、「準自己破産」の方法により破産手続きの申立てがなされた点です。

法人の破産は、法人の生死を決定する重要事項であるため、

取締役会設置会社であれば、取締役会決議によらなければ破産申立てを行うことができないと思われる方が多いと思いますが、破産法上、債務者である法人と債権者のほかに、取締役、清算人なども申立権者として許容されています（破産法19条）。そのため、船井電機のように、その他の破産申立ての要件を充足することを前提に、他の取締役に知らされていないという場合にも、当該ケースが適切かどうかはさておき、取締役1名により破産申立てが可能となります。

なお、準自己破産の方法による申立てが行われるのは、例えば、法人の登記上は取締役会設置会社であるが、実質的には名義取締役で事業には一切関与したことがなく、破産に係る取締役会決議を行うために連絡を取ることもできないような場合に、実際に業務を執行している取締役（1名又は複数）が申立てを行うというケースがあります。

次に、上記事件が異例と報道されているもう一つの理由は、船井電機の破産開始決定後、破産申立てに反対する取締役会長を中心に、当該決定を取り消す即時抗告がなされ、その後、破産手続きが継続している間に、同取締役らにより、民事再生適用の申請がされた点にあります。

一般に、破産手続きが一旦開始すれば、その取り消しが認められることは極めて稀で、2019年1月から2024年10月までに破産開始決定がなされた約3万件超の破産事件のうち、破産開始決定が取り消された件数は5件とわずかです²。

また、破産手続中に別途民事再生適用の申請がされたことについて、各手続きの申立要件を満たせば、複数の手続きの申立てをすることは可能であり、かかる法的整理手続が競合した場合、裁判所において、いずれの手続きが申立会社（債務者）にとって妥当であるかの判断がなされます。本件では、本年12月15日時点では裁判所の判断が出されていません。

以上のとおり、船井電機は、取締役1名単独で準自己破産の申立てをし、破産手続中に別の取締役らが民事再生適用の

申請を行うという、通常とはやや異なる債務整理の進め方がなされています。

船井電機のように一定程度規模が大きく、取引先及び従業員も多数の会社の場合、突如事業停止をして破産することによる影響力が大きいことから、混乱を最小限にするために、事業譲渡を予定した破産申立てや事業を継続するために民事再生手続きを利用するケースが多くあります。同社については、まだまだ事実関係が明らかになっていない部分が多いものの、同社の破産管財人の調査によれば、破産申立ての時点で支払期限を過ぎた債務が40億円以上に対して現預金は約5億円であったとのことであり、従業員500名以上の直近の給与の支払いさえできなかったことからすれば、破産以外の選択肢が許されない状況に至っていた可能性も相当程度あると思料されます。

同社による民事再生適用の申請については、未だ裁判所の判断が出されていませんが、先行する民事再生手続きにおける再生計画案の認可がされずに破産手続きに移行することはあるものの、その逆は極めて稀であることから、裁判所がどのような判断をするのか引き続き注目が集まることが予想されます。

(注)

1 帝国データバンク「倒産集計2024年11月報」(<https://www.tdb.co.jp/report/bankruptcy/aggregation/pck2n-unk/>)

2 東京商工リサーチ「船井電機の破産、取り消しは「天文学的確率」」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF136FFOT11C24A1000000/>)

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第14回「インサイダー規制の実務対応」

講師：弁護士 田邊愛

開催日時：2025年1月17日（金）15時00分～15時30分

近年でも発生しているインサイダー取引について、基礎的事項から、具体的な事例解説を交えつつ、実務における具体的な対応についてご説明します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_DJQGCuPIQ-60X09clv1NIQ



近時の実務話題 & 裁判例レビュー



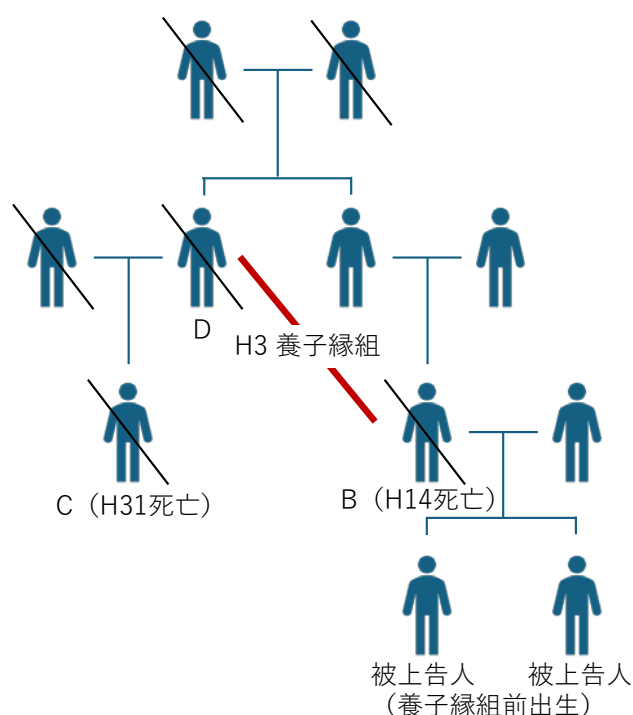
弁護士 大川 治

最三小判令和6年11月12日判示事項「被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができない」

民法887条2項は、被相続人の子が相続の開始前に死亡した場合、子の子が、子を代襲して相続人となる旨を定めるとともに、例外的に、同条ただし書において、「被相続人の直系卑属でない者」である子の子は、相続人とならない旨を定めています。そして、民法889条2項は、被相続人の兄弟姉妹が相続の開始前に死亡した場合について、民法887条2項の規定を準用し、兄弟姉妹の子が、兄弟姉妹を代襲して相続人となる旨を定めているところ、この場合における「被相続人の直系卑属でない者」の意義は、文言上明らかではありません。

最高裁は、11月12日、Bが、子である被上告人らの出生後に、被相続人Cの母Dと養子縁組をした結果、被相続人Cの兄弟姉妹となり、さらに、被相続人Cの死亡前に死去した事例において、被上告人らが、「被相続人の直系卑属でない者」に該当するか否かについて、判断を示しました。

(親族関係図)



原審は、民法889条2項の趣旨は、兄弟姉妹の子に代襲相続権を認めつつ、養子縁組前の養子の子は、見ず知らずの他人と同じような関係にある場合も多く、明文でそのような者を代襲相続人から除外する点にあるとしたうえで、被相続人の兄弟姉妹の子が被相続人の直系卑属であることは想定されないところ、被相続人の傍系卑属にあたる養子縁組前の養子の子は、被相続人と見ず知らずの他人と同じ関係にあるというより、むしろ相応の親族的な交流を有するような親族関係がある場合も多く、被相続人と親族関係にない「養子縁組前の養子の子」を除外することができれば上記の趣旨に沿うことを指摘し、民法889条2項が準用する同法887条2項にいう「被相続人の直系卑属でない者」とは、「被相続人の傍系卑属でない者」をいう旨を示しました。そして、被相続人Cの兄弟姉妹であるBの子らが、Bを代襲して被相続人Cの相続人となる旨を判示しました。

しかし、最高裁は、民法889条2項は、被相続人の兄弟姉妹が被相続人の親の養子である場合に、被相続人との間に養子縁組による血族関係を生ずることのない養子縁組前の養子の子は、養子を代襲して相続人となることができない旨を定める条項であるとし、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない養子縁組前の養子の子は、養子を代襲して相続人となることができないと示しました。そして、Bの子である被上告人らは、民法889条2項が準用する同法887条2項の規定により、Bを代襲して被相続人Cの相続人とならない旨を判示しました¹。

本判決は、被相続人の兄弟姉妹が被相続人の親の養子である場合における、養子前の子の代襲相続権の有無を明らかにするものであり、重要な判決です。

(注)

1 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=93490

11月25日、「第4回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会」が開催され、議事要旨等が公表されました¹。

これまでの議論を踏まえ、総論、対象事業者、対象債権、担保付債権の扱い、一時停止、決議・裁判所認可手続等につき、議論すべき論点が16個挙げられており、各論点に関する議論が議事要旨にまとめられています。具体的には以下のとおりです。

1. 多数決による金融債務の整理を可能とする本制度の正当性について、どう考えるか
2. 新たな制度の位置づけについて、法的倒産手続の延長か、私的整理の延長か、どのように考えるか
3. 既存の準則型私的整理手続と並置して選択可能な制度とするか、既存の準則型私的整理手続を本制度に前置する制度とするか
4. 本制度と既存の準則型私的整理手続を並置する際に留意すべき点の1つとして、倒産前の早期かつ迅速な事業再生が必要な本制度の対象事業者について、どのように考えるか
5. 本制度における事業再構築要件について、どのように考えるか
6. モラルハザード防止の観点から、粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者、悪意をもって一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除する制度設計について、どのように考えるか
7. 金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの可否も含めて、対象債権の範囲や根拠について、どのように考えるか
8. 本制度における担保付債権の扱いについて、どのように考えるか
9. 手続の初期の段階で裁判所による強制力のある一時停止の制度が必要との指摘があったが、対象となる範囲について、どのように考えるか
10. 決議の可決要件のうち、債権額要件について、どのように考えるか
11. 決議の可決要件のうち、頭数要件について、どのように考えるか

12. 公平性・信頼性確保の観点と、迅速性等の運用の観点を踏まえ、裁判所による認可手続の位置付けや関与の程度等について、どのように考えるか
 13. 本制度から法的倒産手続に移行する場合に、留意すべき点があるか
 14. 事業再生ADRから本制度に移行する場合に、留意すべき点があるか
 15. 決議に関し考慮すべき点の1つとして議論されている、反対債権者に対する債権買取請求権について、どのように考えるか
 16. 制度設計上、留意すべき点の1つとして議論されている、債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合の税務上の取り扱いについて、どのように考えるか
- 引き続き、議論の内容を把握し、その行方を注視する必要がある議論です。

(注)

1 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/004.html

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）
メール：newsletter@dojima.gr.jp
WEB：www.dojima.gr.jp